改正後

（港湾高度利用調整官）

第五十五条の九　（略）

2　港湾高度利用調整官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する港湾及び港湾に係る海岸の利用に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（港湾情報化推進官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

（削る）

第五十五条の十一～**第五十五条の十四**　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十八人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十八人以内を置く。

2　（略）

（沿岸防災対策官）

第百四十八条の六　港湾事務所等を通じて沿岸防災対策官四十人以内を置く。

2　（略）

別表第七（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
九州地方整備局	鹿児島港湾・空港整備事務所	鹿児島市	鹿児島県（西之表港湾事務所及び志布志港湾事務所の管轄区域を除く。）
	西之表港湾事務所	西之表市	鹿児島県のうち西之表市、鹿児島郡及び熊毛郡
	志布志港湾事務所	志布志市	鹿児島県のうち鹿屋市、垂水市、曽於市、志布志市、曽於郡及び肝属郡
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

（港湾高度利用調整官）

第五十五条の九　（略）

2　港湾高度利用調整官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する港湾及び港湾に係る海岸の利用に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（港湾情報化推進官の所掌に属するものを除き、九州地方整備局にあっては、広域港湾管理官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

（広域港湾管理官）

第五十五条の十一　九州地方整備局の港湾空港部に、広域港湾管理官一人を置く。

2　広域港湾管理官は、命を受けて、広域にわたる港湾相互間の連携の確保に係る企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第五十五条の十二～**第五十五条の十五**　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十七人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十七人以内を置く。

2　（略）

（沿岸防災対策官）

第百四十八条の六　港湾事務所等を通じて沿岸防災対策官四十三人以内を置く。

2　（略）

別表第七（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
九州地方整備局	鹿児島港湾・空港整備事務所	鹿児島市	鹿児島県（志布志港湾事務所の管轄区域を除く。）
	志布志港湾事務所	鹿児島県志布志市	鹿児島県のうち鹿屋市、垂水市、曽於市、志布志市、曽於郡及び肝属郡
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。